

尾道市こども計画

【概要版】

すべての子どもが、健やかに成長し、
将来にわたって幸せに生活を送ることができるまち 尾道

～ こどもまんなか尾道 ～



令和7年3月

 尾道市

計画の目的

- 全国において少子化が進行しており、また、児童虐待や不登校、子どもの自殺、子どもの貧困、ヤングケアラー等、子どもを取り巻く状況は深刻化、複雑化しています。
- 本市では子ども・子育て支援法に基づき、「尾道市子ども・子育て支援事業計画（第1期・第2期）」を策定し、子ども・子育て支援の取組を推進してきました。
- 「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。
- 子どもを取り巻く社会的な情勢、本市の子育て等に関する課題やニーズなどを踏まえ、すべての子どもと若者が健やかに成長し、将来に夢や希望を持って幸せに生活を送ることができる尾道を実現するため、「尾道市こども計画」を策定します。

子どもを取り巻く状況

【出生数・出生率の推移】

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数 人	937	928	773	797	728	715	657	594	521
出生率 ‰	6.6	6.5	5.5	5.8	5.3	5.3	4.9	4.5	4.0

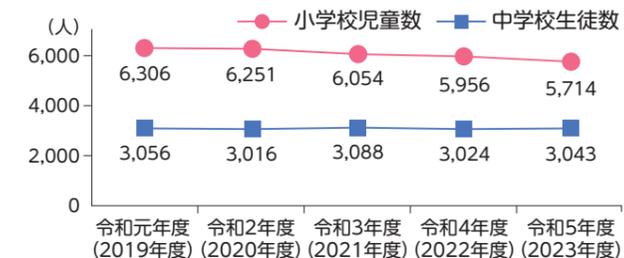
*出生率=人口対千人 資料：統計おのみち

【教育・保育事業の利用者数の推移】



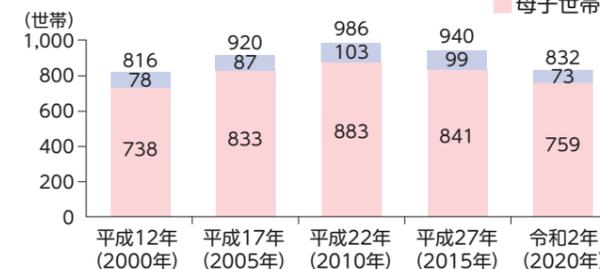
資料：尾道市

【小・中学校の児童・生徒数の推移】



資料：統計おのみち

【母子・父子世帯数の推移】



資料：国勢調査

【12歳未満の子どもがいる共働き世帯数の推移】



資料：国勢調査

計画の性格と期間

- こども基本法に基づく市町村こども計画として、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画を一体的に策定しました。
- 本市の最上位計画である「尾道市総合計画」、その他の市の関連する計画と整合性を図りました。
- 計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

計画の基本理念

すべての子どもが、健やかに成長し、
将来にわたって幸せに生活を送ることができるまち 尾道
～こどもまんなか尾道～

子どもは、本市の未来を担う大切な存在です。

従来からの地域、学校、企業、団体、行政等の連携を継続するとともに、子どもが権利の主体として尊重され、子どもや子どもを養育する人が夢と希望を持って、心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

計画の成果指標（抜粋）

内容	調査	現状 令和4・6年度 (2022・2024年度)		目標 令和11年度 (2029年度)
幸せと感じる子ども・若者の割合 (幸福度が8点以上)	中高生調査	中高生	61.1%	増加
	若者調査	若者	42.7%	増加
「尾道市は子育てがしやすいまち」 と思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	70.4%	増加
		小学校児童	68.8%	増加
「自分の考えや思いを言う機会がある」と思う子どもの割合	中高生調査	中高生	84.3%	増加
子育てに関する不安や負担を感じる 保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	61.0%	減少
		小学校児童	56.1%	減少
「子育てに関する情報を十分入手できている」と思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	67.4%	増加
		小学校児童	61.8%	増加
気軽に相談できる人（場所）がない （ない）保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	3.5%	0%
		小学校児童	5.1%	0%
「子どもに虐待をしている」と思う保護者の割合	ニーズ調査	就学前児童	0.5%	0%
		小学校児童	0.4%	0%

尾道市こども計画策定に向けて、たくさんの方々からのご意見をいただきました。

就学前児童の保護者・小学生の保護者へのニーズ調査（自由記述含む。）

12歳～39歳
(中高生年代・若者)
へのアンケート調査

小学5年生・中学2年生・その保護者への生活実態調査

小・中・高・大学生が
参加したこどもまんなか
ワークショップ

計画案への意見
募集（パブリック
コメント）



計画の体系

基本目標

基本施策

取組の方向性

基本目標1

こどもまんなかを進める環境づくり

1. 子どもの意見表明の機会の充実
2. 子どもが安全・安心に過ごせる環境の充実
3. 家庭と地域の子育て力の向上

- (1) 子どもが権利の主体であることの普及・啓発の推進
- (2) 意見を表明できる環境づくりの推進
- (1) 子どもや子育てに配慮したまちづくりの推進
- (2) 子どもを守る社会環境づくりの推進
- (3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの推進
- (1) 子育てを地域全体で支える体制強化
- (2) 子ども・若者のライフステージに応じた居場所の創出

基本目標2

子どもを安心して産み育てられる環境づくり

1. 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援の充実
2. すべての子育て家庭を支える体制の充実
3. 子育てと仕事を両立するための支援の充実

- (1) 安心して出産・子育てができる保健・医療体制の整備
- (2) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない相談体制の充実
- (3) 学童期から成人期に向けた保健対策の推進
- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 子育てをする親や家庭の不安・負担を軽減する支援の充実
- (3) 子育て家庭に必要な支援や相談につなぐ体制強化
- (1) 多様な保育ニーズに対応した提供量の確保
- (2) 保育人材の確保
- (3) 職場における子育て支援の環境整備の促進

基本目標3

子どもの成長と若者の自立を支える環境づくり

1. 幼児期の教育・保育環境の充実
2. 学校教育環境の充実
3. 次世代を担う力の育成

- (1) 幼児期の教育・保育の質の向上
- (2) 幼児期から学童期への円滑な接続の推進
- (1) 学力育成のための教育内容の質の向上
- (2) 多様なニーズに対応した教育内容の充実
- (3) 安全・安心で良好な学校施設の整備
- (1) 子ども・若者の自立を見据えた生きる力の育成
- (2) 結婚や子どもを持つことを希望する人への支援の推進

基本目標4

支援を要する子どもを支える環境づくり

1. 児童虐待防止対策の推進
2. 障害のある子どもと家庭への支援の充実
3. 健全な成長を阻害する要因を抱える子どもへの支援の充実

- (1) 専門職による相談・支援体制の充実
- (2) 児童虐待を防ぐための啓発の推進
- (3) 関係機関の連携による支援
- (1) 障害のある児童や医療的ケア児への発達支援の推進
- (2) ライフステージに沿った相談体制の充実
- (1) ヤングケアラーへの支援の推進
- (2) いじめ・不登校・自殺などの問題を抱えた子ども・若者への支援の充実

基本目標5

貧困な状態にある子どもを支える環境づくり

1. 生活の安定に資するための支援の充実
2. 教育の支援の充実
3. 必要な支援の利用促進

- (1) ひとり親家庭などへの経済的支援の推進
- (2) 保護者の就労の安定や自立に関する取組の推進
- (1) 子どもの学習環境の充実
- (2) 教育に係る費用の負担軽減
- (1) 子どもの居場所づくりの推進
- (2) 食品提供を円滑にする体制づくりの推進

計画の取組

基本目標 1 こどもまんなかを進める環境づくり

1 子どもの意見表明の機会の充実

- こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容等について、子ども・若者自身や周囲の大人、地域等に周知・啓発を行います。
- 子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的な参画ができるよう、意見を表明できる環境づくりを推進します。



2 子どもが安全・安心に過ごせる環境の充実

- 子育て関連施設の情報改善や子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。
- 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる情報環境を整備します。
- すべての子どもが身近な地域で安全に遊び、学び、活躍できる場づくりを推進します。

3 家庭と地域の子育て力の向上

- 親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。
- 地域の関係機関の連携のもと、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

基本目標 2 子どもを安心して産み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

- 妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、切れ目なく親子の健康づくり支援を推進します。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない情報提供・相談体制の充実を図ります。

2 すべての子育て家庭を支える体制の充実

- 子育てに係る費用の負担を軽減するため、各種手当の支給、医療費等の助成、保育料等の減免措置等を行います。
- 子育て中の親や家庭の不安・負担を軽減する支援や相談体制の充実を図ります。

3 子育てと仕事を両立するための支援の充実

- 保育所（園）、認定こども園、幼稚園等の教育・保育事業、放課後児童クラブの提供の充実を図ります。
- 個人、企業、事業主等に対し、積極的な子育て支援への取組、職場の理解・協力への働きかけを行います。



基本目標 3 子どもの成長と若者の自立を支える環境づくり

1 幼児期の教育・保育環境の充実

- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の教育・保育事業の質の向上を図るとともに、就学前教育・保育施設と小学校との連携を推進します。

2 学校教育環境の充実

- 「尾道教育総合推進計画」に基づき、学力育成のための教育内容の質の向上、多様なニーズに対応した教育内容の充実、安全・安心で良好な学校施設の整備などに取り組みます。



3 次世代を担う力の育成

- 若い世代が、自立していくために必要な意欲や態度、能力を伸ばすことができる環境を整備します。
- 自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて地域全体で支援を行います。

基本目標 4 支援を要する子どもを支える環境づくり

1 児童虐待防止対策の推進

- 子育てに不安や負担を感じる家庭やリスクのある家庭に適切に相談支援ができる体制を整備するとともに、支援の必要な家庭を早期に把握するための訪問事業等の充実に加え、児童虐待問題に対する深い関心と理解への啓発、関係機関の連携による支援を行います。

2 障害のある子どもと家庭への支援の充実

- 発達障害を含む障害のある子どもや医療的ケア児が、障害等の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会に参加するための力を伸ばすことができるよう、個々の希望に応じた適切な支援に加え、ライフステージに応じた相談体制の充実などを図ります。

3 健全な成長を阻害する要因を抱える子どもへの支援の充実

- ヤングケアラーに関する正しい理解を促すための啓発に加え、いじめ・不登校・自殺などの問題を抱えた子ども・若者への支援の充実を図ります。

基本目標 5 貧困な状態にある子どもを支える環境づくり

1 生活の安定に資するための支援の充実

- ひとり親家庭などへの経済的支援に加え、貧困状態にある保護者とその子どもが安定した生活を送り、将来的な自立を目指すことができるよう、保護者の就労の支援、自立に向けた生活支援や相談等の取組を推進します。

2 教育の支援の充実

- すべての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受けることができるよう、教育に係る費用の負担軽減を図ります。

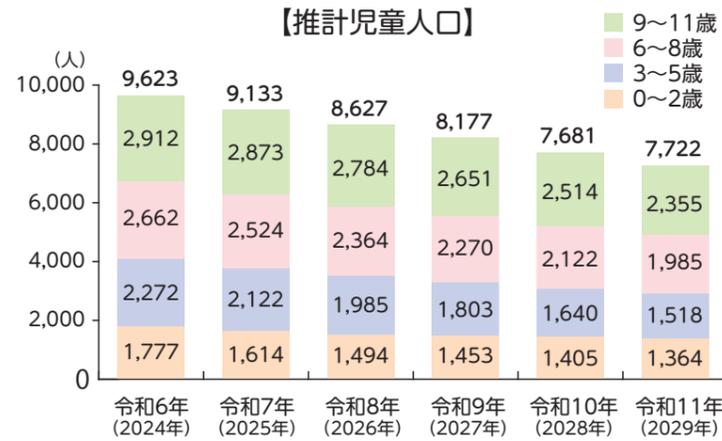
3 必要な支援の利用促進

- 企業、地域、行政等が連携し、誰もが「食」に困らない体制づくりを推進します。

子育て支援事業の量の見込み(ニーズ)と確保方策(市の取組)

1 量の見込みの考え方

過去の住民基本台帳登録人口を基に、0歳から11歳までの児童人口を推計し、アンケート調査結果の両親の働き方、子育て支援に関するニーズ、第2期計画期間の実績より、量の見込みを算出しました。



2 教育・保育事業(2事業)

教育を希望する3歳以上の児童(1号認定)、保育を必要とする3歳以上の児童(2号認定)、保育を必要とする3歳未満の児童(3号認定)を対象とし、教育・保育を提供します。

教育・保育施設/ 地域型保育事業	令和11年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
量の見込み	237	1,269	218	349	411
確保の内容(利用定員数)	1,405	1,774	220	406	471

3 地域子ども・子育て支援事業(17事業)



17事業それぞれについて、必要な量の確保に取り組みます。※詳細は計画P104~P120参照

計画の目標事業量(抜粋)

事業等	指数	令和5年度(2023年度)実績値	令和11年度(2029年度)実績値
ぽかぽか☀️おむつ定期便事業	利用率	96.5%	100%
利用者支援事業(ぽかぽか☀️)	箇所数	7か所	7か所
おのべびギフト事業(6か月児)	実施率	91.9%	100%
赤ちゃん訪問	訪問率	100%	100%
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	箇所数	6か所	6か所
教育・保育	1号認定	2,052人	1,405人
	2号認定	1,610人	1,774人
	3号認定	1,091人	1,097人
延長保育事業	箇所数	35か所	35か所
病児・病後児保育事業	箇所数	2か所	3か所
一時保育事業	箇所数	32か所	34か所
ファミリー・サポート・センター	提供会員	133人	100人
	依頼会員	191人	150人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	箇所数	25か所	22か所
	定員数	1,615人	1,552人
保育所(園)・認定こども園・幼稚園合同研修	参加団体率	94.0%	100%
障害児の教育・保育	保育所(園)	箇所数	38か所
	認定こども園		
子どもの居場所づくりネットワーク事業	加入団体数	17か所	21か所
子どもの学習支援事業	参加者延人数	2,203人	4,000人

計画の推進に向けて

- 本計画の推進にあたり、子育て支援課を中心とした関係課が事業の進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を行い、総合的な推進を図ります。
- 保護者代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、医療関係者、労働行政関係者等で構成される尾道市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況の検証・評価を行うとともに、見直しを行います。